

京都市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

平成20年3月28日

京都市長 門川 大作

京都市規則第76号

京都市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

京都市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例（平成19年12月21日京都市条例第35号）の施行期日は、平成20年4月1日とする。

（保健福祉局長寿社会部長寿福祉課）